

職員賃金を改善します

- パート職員の賃金
- 法人職員の初任給
- 病院職員の給与

必ずチェック!
最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

岩手県 最低賃金

令和6年
10月27日から
952円

59円UP

岩手県の最低賃金が10月27日から時給952円に引き上げられます。これに伴い、当法人職員については、次のとおり賃金(給与)の改善を行います。

パート等非常勤職員の賃金改訂

10月27日実施

時給 952円(59円UP)、日給 7,140円(443円UP)
月額 157,080円(9,735円UP、月22日勤務の場合)

法人新採用職員初任給格付けの改善

11月1日施行

現行初任給格付け(等級号)を一律4号引上げる

病院現任職員給与の改善

11月1日施行

給与表適用職員の基本給を一律4号引き上げる

※給与改善効果は、1人平均月額4,321円UP(6月引上と併せて11,273円UP)

※ただし、退職後再雇用職員と介護老人保健施設職員は対象外です。